

第1818号  
令和5年7月15日

## 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

## ◎裁判例

(民事)

- 酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けて公立学校教員を退職した者に対してされた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に係る判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえないとされた事例

(令和4年(行ヒ)第274号・令和5年6月27日 第三小法廷判決 破棄自判)

(刑事)

- 公訴事実記載の事実の存在を認定した上で本件は被告事件が罪とならないときに当たるとして無罪とした第1審判決を法令適用の誤りを理由に破棄し、事実の取調べをすることなく公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自判をした原判決が、刑訴法400条ただし書に違反しないとされた事例

(令和4年(あ)第680号・令和5年6月20日 第一小法廷決定棄却)

## ◎記事

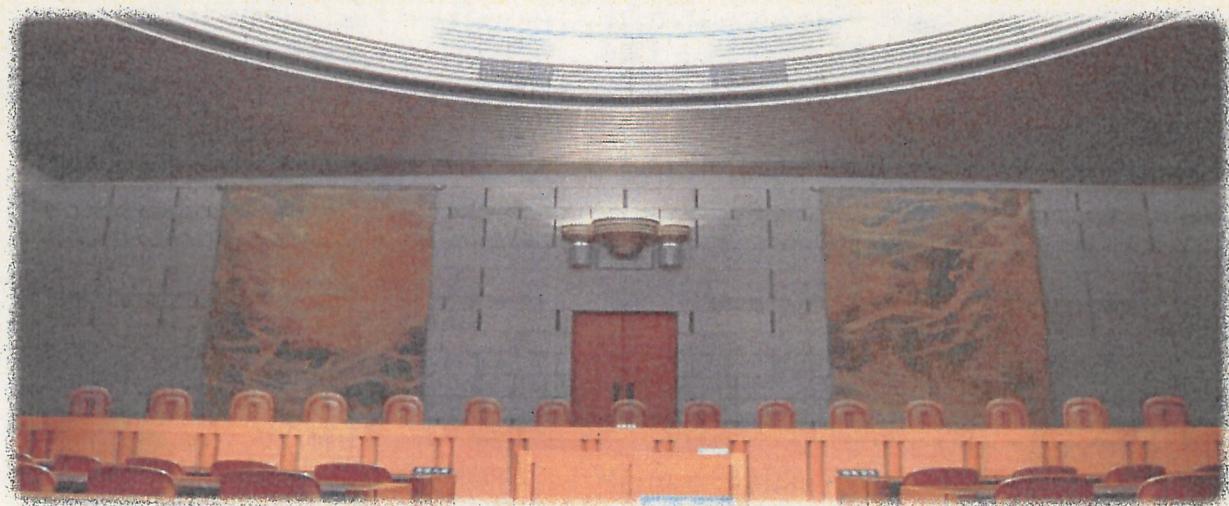
6

- 令和5年度長官所長会同協議結果概要
- 人事異動(6月22日~7月4日)

## ◎法律等

9

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布等について
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律について



## 裁判例

## 民事

◎ 酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けて公立学校教員を退職した者に対してされた一般的な退職手当等の全部を支給しないこととする処分に係る判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえないとした事例

件名 懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消請求事件

最高裁判所令和4年(行ヒ)第274号  
令和5年6月27日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 宮城県

被上告人 X

原審 仙台高等裁判所

## 主文

- 原判決主文第2項から第4項までを次のとおり変更する。  
上告人の控訴に基づき、第1審判決中、上告人敗訴部分を取り消し、同部分につき被上告人の請求を棄却する。
- 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

## 理由

上告代理人斎藤睦男、同阿部弘樹の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人の公立学校教員であった被上告人が、酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分(以下「本件懲戒免職処分」という。)を受けたことに伴い、職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮城県条例第70号。令和元年宮城県条例第51号による改正前のもの。以下「本件条例」という。)12条1項1号の規定(以下「本件規定」という。)により、退職手当管理機関である宮城県教育委員会(以下「県教委」という。)から、一般的な退職手当等の全部を支給しないこととする処分(以下「本件全部支給制限処分」という。)を受けたため、上告人を相手に、上記各処分の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件規定は、退職した者(以下「退職者」という。)が、懲戒免職処分を受けて退職した者に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該退職者に対し、当該退職者が占めていた職の職務及び責任、当該退職者の勤務の状況、当該退職者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職に係る一般的な退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分(以下「退職手当支給制限処分」という。)を行うことができる旨を規定する。

(2)ア 被上告人は、昭和62年4月に上告人の公立学校教員に採用され、以後、教諭として勤務した。被上告人につき、本件懲戒免職処分以外の懲戒処分歴はなく、その勤務状況にも特段の問題は見られなかった。

イ 被上告人は、平成29年4月28日、当時勤務していた上告人の高等学校(以下「本件高校」という。)の同僚の歓迎会に参加するため、本件高校から自家用車を運転し、その会場付近の駐車場に駐車した。被上告人は、同日午後6時20分頃から午後10時20分頃まで、上記歓迎会に参加し、ビールを中ジョッキとグラスで各1杯程度、日本酒を3合程度飲んだ。そして、被上告人は、同日午後10時30分頃、20km以上離れた自宅に帰るため、上記自家用車の運転を開始し、約100m走行した場所にある丁字路交差点を右折した際、過失により、優先道路から同交差点に進入してきた車両と衝突し、同車両に物的損害を生じさせる事故(以下「本件事故」という。)を起こした。

その後、被上告人は、呼気1Lにつき0.35mgのアルコールが検出されたことから、道路交通法違反の罪(酒気帯び運転)で現行犯逮捕された。上記逮捕の事実については、被上告人の氏名及び職業も含めて報道され、本件高校は、全校集会や保護者会を開き、被上告人の学級担任の業務等を他の教諭に担当させるなどの対応をした。

ウ 県教委は、平成29年5月17日付けで、被上告人に対し、上記イの酒気帯び運転(以下「本件非違行為」という。)を理由として本件懲戒免職処分をするとともに、本件規定により、一般的な退職手当等(1724万6467円)の全部を支給しないこととする本件全部支給制限処分をした。

エ 被上告人は、平成29年10月30日、上記イの罪により罰金35万円の略式命令を受けた。

(3) 本件非違行為に先立ち、県教委の教育長は、平成27年度及び同28年度に上告人の教職員が酒気帯び運転や酒酔い運転により検挙されるなどの事例が相次いでいたことを受けて、平成28年5月16日付け及び同年7月14日付けで、各教育機関の長等に宛てて、今後飲酒運転に対する懲戒処分についてはより厳格に運用していくといった方針を示すなどして、服務

規律の確保を求める旨の通知等を発出していた。また、県教委は、同月、被上告人を含む教職員に対し、非常事態として注意喚起をしていた中で教職員による飲酒運転が繰り返されたことは極めて遺憾であり、飲酒運転につき免職又は5月以上の停職とする旨の懲戒処分の量定に係る基準を改正するなど、今後はより厳格に対応する旨を記載した周知文書を配布していた。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件懲戒免職処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとした上で、要旨次のとおり判断し、本件全部支給制限処分の取消請求を一部認容した。

被上告人については、本件非違行為の内容及び程度等から、一般の退職手当等が大幅に減額されることはやむを得ない。しかしながら、本件規定は、一般の退職手当等には勤続報償としての性格のみならず、賃金の後払いや退職後の生活保障としての性格もあることから、退職手当支給制限処分をするに当たり、長年勤続する職員の権利としての面にも慎重な配慮をすることを求めたものと解される。そして、被上告人が管理職ではなく、本件懲戒免職処分を除き懲戒処分歴がないこと、約30年間誠実に勤務してきたこと、本件事故による被害が物的なものにとどまり既に回復されたこと、反省の情が示されていること等を考慮すると、本件全部支給制限処分は、本件規定の趣旨を超えて被上告人に著しい不利益を与えるものであり、本件全部支給制限処分のうち、被上告人の一般の退職手当等の3割に相当する額を支給しないこととした部分は、県教委の裁量権の範囲を逸脱した違法なものであると認められる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件条例の規定により支給される一般の退職手当等は、勤続報償的な性格を中心としつつ、給与の後払的な性格や生活保障的な性格も有するものと解される。そして、本件規定は、個々の事案ごとに、退職者の功績の度合いや非違行為の内容及び程度等に関する諸般の事情を総合的に勘案し、給与の後払的な性格や生活保障的な性格を踏まえても、当該退職者の勤続の功を抹消し又は減殺するに足りる事情があったと評価することができる場合に、退職手当支給制限処分をすることができる旨を規定したものと解される。このような退職手当支給制限処分に係る判断については、平素から職員の職務等の実情に精通している者の裁量に委ねるのでなければ、適切な結果を期待することができない。

そうすると、本件規定は、懲戒免職処分を受けた退職者の一般の退職手当等につき、退職手当支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支

給しないこととするかの判断を、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解すべきである。したがって、裁判所が退職手当支給制限処分の適否を審査するに当たっては、退職手当管理機関と同一の立場に立って、処分をすべきであったかどうか又はどの程度支給しないこととすべきであったかについて判断し、その結果と実際にされた処分とを比較してその軽重を論ずべきではなく、退職手当支給制限処分が退職手当管理機関の裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、当該処分に係る判断が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである。

そして、本件規定は、退職手当支給制限処分に係る判断に当たり勘案すべき事情を列挙するのみであり、そのうち公務に対する信頼に及ぼす影響の程度等、公務員に固有の事情を他の事情に比して重視すべきでないとする趣旨を含むものとは解されない。また、本件規定の内容に加え、本件規定と趣旨を同じくするものと解される国家公務員退職手当法（令和元年法律第37号による改正前のもの）12条1項1号等の規定の内容及びその立法経緯を踏まえても、本件規定からは、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする場合を含め、退職手当支給制限処分をする場合を例外的なものに限定する趣旨を読み取ることはできない。

(2) 以上を踏まえて、本件全部支給制限処分の適否について検討すると、前記事実関係等によれば、被上告人は、自家用車で酒席に赴き、長時間にわたって相当量の飲酒をした直後に、同自家用車を運転して帰宅しようとしたものである。現に、被上告人が、運転開始から間もなく、過失により走行中の車両と衝突するという本件事故を起こしていることからも、本件非違行為の態様は重大な危険を伴う悪質なものであるといわざるを得ない。

しかも、被上告人は、公立学校の教諭の立場にありながら、酒気帯び運転という犯罪行為に及んだものであり、その生徒への影響も相応に大きかったものと考えられる。現に、本件高校は、本件非違行為の後、生徒やその保護者への説明のため、集会を開くなどの対応も余儀なくされたものである。このように、本件非違行為は、公立学校に係る公務に対する信頼やその遂行に重大な影響や支障を及ぼしたものであったといえる。さらに、県教委が、本件非違行為の前年、教職員による飲酒運転が相次いでいたことを受けて、複数回にわたり服務規律の確保を求める旨の通知等を発出するなどし、飲酒運転に対する懲戒処分につきより厳格に対応するなどといった注意喚起をしていたとの事情は、非違行為の抑止を図るなどの観点からも軽視し難い。

以上によれば、本件全部支給制限処分に係る県教委

の判断は、被上告人が管理職ではなく、本件懲戒免職処分を除き懲戒処分歴がないこと、約30年間にわたって誠実に勤務してきており、反省の情を示していること等を勘案しても、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとはいえない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。上記の趣旨をいう論旨は理由があり、その余の論旨につき判断するまでもなく、原判決は、上記判示と抵触する限度において変更を免れない。そして、前記事実関係等の下においては、本件全部支給制限処分にその他の違法事由も見当たらず、その取消請求は理由がないから、以上に判示したところに従い、原判決主文第2項から第4項までを本判決主文第1項のとおり変更することとする。

よって、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

#### 裁判官宇賀克也の反対意見

私は、本件全部支給制限処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとはいえないとする多数意見と意見が異なる点があるので、以下、その理由を述べることとする。

県教委が制定した「一般の退職手当等の支給制限処分等の運用について」では、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分とされたときには、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討することとし、その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うこととしている。しかるところ、同じく県教委が制定した「教職員に対する懲戒処分原案の基準」では、飲酒運転を行った場合は、免職又は5月以上の停職とされており、平成27年に3名の高校教員が酒気帯び運転で停職処分とされた例があるほか、上告人の職員の飲酒運転による非違行為で停職処分にとどめられた例は少なくない。しかも、飲酒運転を取り締まる立場にあり、その意味で教職員以上に飲酒運転を自制すべき立場にあるともいい得る警察官が、被上告人による本件非違行為より後の平成30年に酒気帯び運転を行った事案では、停職3月の懲戒処分にとどめられている。

したがって、被上告人については、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分がされたといえ、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分をすることを、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して慎重に検討すべきであったといえる。

本件では、被上告人が教諭として生徒に範を垂れる

立場にあったにもかかわらず、安易に飲酒運転を行ったことは公務に対する信頼を損ねるものであり、一般的の退職手当等の大幅な減額はやむを得ないと考える。

しかし、上記警察官の非違行為と本件非違行為との間には、内容や態様の面で相違もあったかどうかがわれるとはいえ、飲酒運転による公務に対する信頼の失墜という点では、飲酒運転を取り締まる立場にある警察官による酒気帯び運転の方が影響が大きいと思われるにもかかわらず、上記警察官は、停職3月の懲戒処分を受けたにとどまり、一般的の退職手当等を減額されることはないものと考えられる。そのことに、被上告人が管理職ではなく、過去に懲戒処分を受けたことがなく、30年余り勤続してきたこと、本件事故による被害は物損にとどまり既に回復されていること、被上告人が反省の情を示していること等を考慮すると、一般的の退職手当等の有する給与の後払いや退職後の生活保障の機能を完全に否定するのは酷に過ぎるなどとして、本件全部支給制限処分の取消請求を一部認容した原審の判断に違法があるとは考え難い。

以上の私見によれば、原審の判断は是認することができるから、本件上告は棄却されるべきである。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡邊恵理子 裁判官 今崎幸彦)

## 刑事

◎ 公訴事実記載の事実の存在を認定した上で本件は被告事件が罪とならないときに当たるとして無罪とした第1審判決を法令適用の誤りを理由に破棄し、事実の取調べをすることなく公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自判をした原判決が、刑訴法400条ただし書に違反しないとされた事例

件名 窃盗未遂被告事件

最高裁判所令和4年（あ）第680号  
令和5年6月20日 第一小法廷決定棄却

被告人 馬渡 墨  
原審 大阪高等裁判所

## 主文

本件上告を棄却する。

## 理由

弁護人中村明宏、同田嶋明日香の上告趣意のうち、刑訴法400条ただし書に関する判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、職権で判断する。

1 本件公訴事実の要旨は、「被告人は、氏名不詳者らと共に上、市役所職員及び金融機関職員になりますとしてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和3年3月5日、氏名不詳者らが、滋賀県長浜市内の被害者方に電話をかけ、被害者（当時76歳）に対し、市役所職員及び金融機関職員を名乗った上、過払金を還付する金融機関口座のキャッシュカードが古く、使えないようにする必要があるので、同キャッシュカードを回収しに行く旨のうそを言い、さらに、金融機関職員になりますとした被告人が、被害者名義等のキャッシュカード在中の封筒をすり替えて窃取するためのトランプカード在中の封筒を携帯し、同人方付近路上まで赴いたが、氏名不詳者らと通話中の被害者が不審に思って電話を切るなどしたため、その目的を遂げなかつた」というものである。

2(1) 第1審公判において、被告人及び弁護人は、罪状認否で、本件公訴事実記載の事実については特段争わず、弁護人は、本件公訴事実記載の事実経過を前提としても窃盗の実行の着手はないので、法的評価は争う、被告人は無罪である旨主張した。その後、検察

官及び弁護人が請求した書証（検察官が請求を撤回した部分を除く。）が全て同意書証として取り調べられ、被告人質問の実施を経て、弁護人は、弁論で、検察官による主張事実を前提としても、被告人の行為に実行の着手は認められず、本件で窃盗未遂罪は成立しない旨主張した。

(2) 第1審判決は、関係各証拠によって本件公訴事実と同旨の事実を含む事実経過を認定した上、これを前提に、窃盗の実行の着手の有無について検討し、本件においては、氏名不詳者らの犯行計画に従った欺罔行為が開始され、被告人は被害者方付近まで赴いて待機していたが、被告人が被害者と直接やり取りをする行動が開始できるような場所に至らない限り、同犯行計画で予定されていた窃取行為と場所的に近接する行為が行われたと認めるのは困難であり、被告人が被害者方付近で待機していた時点で、同窃取行為と時間的に近接していたと認めるのも困難であることから、窃取行為に密接であり、かつ、その時点で窃取結果を生じさせる客観的な危険性が認められる行為が行われたとは認められず、したがって、窃盗の実行の着手があつたとは認められない旨説示し、結局、本件は「被告事件が罪とならないとき」に当たるとして、刑訴法336条により、被告人に対して無罪を言い渡した。

3 これに対し、検察官が控訴を申し立てた。

原判決は、第1審判決が認定した前記2(2)の事実経過及び第1審で取り調べられた各証拠から認められる事実（前記2(1)の審理経過に照らせば、第1審判決も判断の前提としていると解されるもの）を前提として検討し、被告人が前記犯行計画に従って被害者方付近で待機していたことなどに鑑みれば、氏名不詳者らが被害者にうそを告げた行為について、同犯行計画が目的とするキャッシュカードのすり替え行為と時間的場所的近接性が認められるなどと指摘した上、本件のような態様の窃盗に密接した行為であり、かつ、その行為の開始時点で既に窃盗の既遂に至る客観的な危険性があり、本件のすり替え窃盗の実行の着手を十分認めることができる旨の判断を示し、第1審判決に事実誤認はないが、窃盗未遂罪の成立を否定した点において刑法43条本文の解釈適用を誤った違法があるとして、法令適用の誤りにより第1審判決を破棄し、自らは何ら事実の取調べをすることなく、本件公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して、被告人を懲役3年、4年間執行猶予に処した。

4 このような事情の下では、本件公訴事実記載の事実の存在については、第1審判決によって認定されており、原審において第1審の無罪判決を破棄して有罪判決をしたことは、第1審判決の法令の解釈適用の誤りを是正したにとどまるものというべきであるから、

原審が事実の取調べをすることなく、訴訟記録及び第1審裁判所において取り調べた証拠のみによって、直ちに本件公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自ら有罪の判決をしたことは、刑訴法400条ただし書に違反しないというべきである（最高裁昭和28年（あ）第1713号同32年3月13日大法廷判決・刑集1卷3号997頁、最高裁昭和31年（あ）第3015号同35年11月18日第二小法廷判決・刑集14卷13号1713頁、最高裁昭和39年（あ）第305号同44年10月15日大法廷判決・刑集23巻10号1239頁参照）。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 山口 厚 裁判官  
深山卓也 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹）

## 記事

### ◎令和5年度長官所長会同協議結果概要

1 6月14日、15日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においては、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について、協議を行った。これまで裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。現場の各裁判官が、これらの取組の効果を実感できているか、取組に向けられた労力や負担はどうかといった観点から、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官全体として、最も効果的にその能力を發揮し、司法サービスの提供を充実させていくための方策につき意見交換を行った。

これまでの部の機能の活性化や審理運営改善の取組は、部全体の事件処理への目配りや争点に即した形での審理を志向するものであり、裁判の質（裁判の迅速性を含む。）の向上を図ろうとするもので、一定の成果を上げつつあるとの意見があった一方、事件が複雑困難化し、その事件処理の負担が重くなっていることやワークライフバランスの観点を踏まえると、これらの取組には一定の負担があることは否定できないとの意見があった。他方で、これらの取組は、合理的・効率的審理も志向するものであり、事件処理の負担を軽減する効果もあることから、今まで以上に事件処理に即したものとするなど一層の合理化・効率化を図って、その効果をより実感できる形で進めていく必要があるのではないか、といった指摘があった。また、裁判事務のデジタル化は、事件処理に対する負担感を改善する重要な手段となり得るのではないかとの意見も多数あった。

さらに、必要な技法の継承を意識的に行うなど、若手を含めた陪席裁判官の負担感を軽減するための方策がこれまで以上に重要である、所長としては、これらの取組の目的や意義を踏まえ、そのための活動につき適時適切にスクラップアンドビルトを行うべきであるといった意見が出されたほか、各裁判官が主体的、自主的に、かつ失敗を恐れずに挑戦できる環境作りに努め、その中で成功体験を積み重ねることができるようにすること、若手裁判官の悩みに

寄り添った助言を行うなどきめ細かく対応していくことが求められるといった議論がされた。最高裁判所研修所も、研修等に参加する裁判官の意見や感想を把握し、これを的確に反映した研修等や情報提供を実施するなどの工夫が必要であるとの意見も出された。

#### 2 所管事項説明

事務総局から参加者に対して記録廃棄の問題が最高裁判所の不適切な対応に起因している等の報告書の要点を改めて説明するとともに、各府の協力を得ながら、適切な記録の保存のための作業を進めていくつもりであることを説明した。出席した所長からは、裁判所全体として、記録の歴史的・社会的意義を共有して、記録廃棄の問題を真摯に受け止め、適切な記録の保存に取り組んでいく必要があるなどの発言があった。

#### 3 事務的協議

裁判所が継続的に質の高い司法サービスを提供していくためには、裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限發揮することができる環境整備が必要であることが確認された。デジタル化にとどまらず、今後の裁判所の在り方について、これまでの考え方には捉われず、柔軟な新しい発想で検討していく必要があるところ、将来を担う世代の意見を取り入れていくことが重要であるとの意見が多数出された。将来を担う世代の意見を取り入れることができているかについては、近時のデジタル化についての意見交換を中心として従来よりも取り入れられていると受け止めている者もいるとの意見がある一方で、未だ十分でないとの指摘が多く出され、その要因についても議論された。これらを踏まえ、所長においては、将来を担う世代の裁判官・職員の意見を適切に汲み取ることができるよう環境を整えるとともに、その意見をこれまで以上に活用していくよう一層の工夫を行うことが必要であり、上級府としても、そのような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。

## ◎人事異動

## 定年退官

札幌家庭裁判所長

栗原壯大

(6月22日)

## 東京高等裁判所判事

宇都宮地方・家庭裁判所長

手嶋あさみ

宇都宮地方・家庭裁判所長

盛岡地方・家庭裁判所長

山田真紀

盛岡地方・家庭裁判所長

福島家庭裁判所長

浦野真美子

福島家庭裁判所長

東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所

森田浩美

司法行政事務掌理者

東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所司

法行政事務掌理者

東京地方裁判所判事

大嶋洋志

東京地方裁判所判事

東京家庭裁判所判事

小池あゆみ

東京家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事

鈴木千帆

札幌家庭裁判所長

札幌高等裁判所判事

大竹優子

前橋地方・家庭裁判所高崎支部長

前橋地方・家庭裁判所高崎支部長

齋藤清文

横浜家庭裁判所判事

武藤真紀子

横浜家庭裁判所判事

横浜家庭・地方裁判所小田原支部判事 見目明夫  
(以上6月23日)

## 定年退官

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

菅野正二朗

(6月26日)

## 知的財産高等裁判所判事

大阪高等裁判所判事

清水 韶

大阪高等裁判所判事

函館地方・家庭裁判所長

三木素子

函館地方・家庭裁判所長

横浜地方・家庭裁判所相模原支部長

内田博久

横浜地方・家庭裁判所相模原支部長

東京高等裁判所判事

倉澤守春

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

知的財産高等裁判所判事

中村 恭

知的財産高等裁判所判事

東京高等裁判所判事

頼 晋一

(以上6月27日)

## 定年退官

東京家庭裁判所長

若園敦雄

名古屋家庭・地方裁判所豊橋支部判事

森 優介

東京地方裁判所判事

名古屋地方・家庭裁判所豊橋支部判事補

岩瀬みどり

東京地方裁判所判事補

岡田佳子

仙台家庭・地方裁判所石巻支部判事補兼

登米支部判事補

古川 翔

東京地方・家庭裁判所判事補

宮崎地方・家庭裁判所判事補

町田哲哉

東京地方裁判所判事補

鹿児島地方・家庭裁判所判事補

丸林裕矢

大阪地方・家庭裁判所判事補

水戸地方・家庭裁判所判事補

薦田淳平

大阪地方・家庭裁判所判事補

仙台家庭・地方裁判所石巻支部判事補

増崎浩司

兼登米支部判事補

(以上6月28日)

東京家庭裁判所長

静岡地方裁判所長

村田斉志

静岡地方裁判所長

東京地方裁判所判事

永渕健一

東京地方裁判所判事

島戸 純

東京高等裁判所判事

(以上6月29日)

## 依頼退官

京都地方・家庭裁判所判事

中田萌々

東京地方裁判所判事補

長谷川稔洋

(以上6月30日)

東京地方裁判所判事補

柳澤 諭

熊本地方・家庭裁判所判事補

鈴木和彥

事務総局総務局参事官

木村匡彦

東京地方裁判所判事

福岡高等裁判所判事

熊本地方・家庭裁判所判事

杉原崇夫

仙台高等裁判所判事

宮田祥次

仙台高等裁判所事務局長

根崎修一

仙台高等裁判所事務局長

仲吉 統

仙台高等裁判所判事

川北 功

免事務総局民事局付

事務総局民事局付

免事務総局刑事局付

事務総局刑事局付

(以上7月1日)

水戸地方・家庭裁判所判事補

さいたま家庭・地方裁判所熊谷支部判

事補

溝口千恵

(7月3日)

松江地方・家庭裁判所判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補

小草啓紀

東京地方裁判所判事補

福島地方・家庭裁判所郡山支部判事補

風間直樹

(以上7月4日)

## 法 律 等

《行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布等について》

標記の法律（令和五年法律第四十八号）が、令和五年六月九日に公布されました。

この法律は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加等の措置を講ずるものであり、上記措置に関する戸籍法の一部改正（本法第七条）及び家事事件手続法の一部改正（附則第二十一条）が含まれています。

この法律のうち、戸籍法及び家事事件手続法の一部改正を定める部分は、附則第一条三号により、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

（法文は、令和五年六月十三日付け最高裁家二第五五一号で通知したとおりです。）

## 〔不正競争防止法等の一部を改正する法律について〕

（令和五年六月一四日公布 法律第五一号）

標記の法律（令和五年法律第五十一号）が、令和五年六月十四日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第二号に掲げる規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第三号に掲げる規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

この法律は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡

素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。  
(法文は、令和五年七月七日付け最高裁刑三第三百五十号で通知したとおりです。)

◎不正競争防止法等の一部を改正する法律新旧対照条文

新旧対照条文 II 別添のとおり

<p>不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第一余関係）</p> <p>附則</p> <p>○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（第一余関係）</p> <p>○特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（第一余関係）</p> <p>○実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第三条関係）</p> <p>○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第十条関係）</p> <p>○意匠法（昭和三十四年法律第二百三十五号）（第三条関係）</p> <p>○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）</p> <p>○商標法（昭和二十四年法律第二百三十七号）（第五条関係）</p> <p>○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成二年法律第二百三十九号）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・一 （略）</p> <p>三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは販売しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>四 窃取、詐取、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は、営業秘密を不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。次号から第九号まで、第十九条第一項第七号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ。）</p> <p>五・十六 （略）</p> <p>十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録の電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいう。以下同じ。）に記録されたものに限る。（以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログ</p>
---

8-11 (略) ている技術上又は營業上の情報（營業秘密を除く。）をいう。

（差止請求権）

第三条 不正競争によって營業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄・侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害額の推定等）

第五条 第二十一項第一項第一号から第十六号まで又は第二十一号に掲げる不正競争によって營業上の利益を侵害された者（以下「自の項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の營業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に対しこの項の侵害者がより自己が受けた損害の賃償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した物（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を調査したとき（侵害の行為により生じた物を廃棄したときは除む。）又はその侵害の行為により生じた復権を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とする（）が、

(差止請求権)  
三三、(略)  
正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される  
おそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害  
の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五  
条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の  
除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求するこ  
とができる。

ラムその他の情報の記録させないために用いているものを除く。)により保護されていけるが如若して音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の传递又は映像、音、プログラムその他の情報の記録(以下この号において「映像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能である場合に当該装置の部品一式であつて構成し組み立てることができるものと含む。)、当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合はされたものと含む。)若しくは指令符号、電子計算装置に対するプログラムであつて、指令符号の組合せによって成るものと、次に記載する号において同じ。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を音像通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げる)により可能とする用途に供するためを行うに限る。)又は映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げる)ことにより可能とする役務を提供する行為。)の法律において「限定装置データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)その他の項において同じ。)により相当蓄積され、及び管理され

の情報の記録をさせないために用いているものを除く。) により制限されている。映像若しくは音の視聴(音)、プログラムその他の権利の記録(以下この号において「映像の視聴等」という。) を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を構成する機器及び当該装置を構成する部品一式であるて容易に組み立てることができる機器及び当該装置を構成するプログラム(当該プログラムが専用プログラムと組み合わせられたものを含む。) 、当該機能を有するプログラム(当該プログラムが専用プログラムと組み合わせられたものを含む。) 若しくは指合せコード(電子計算機に対する指令であつて、当該装置のみにおいて得ることのできるものとし、次項において同じ。) を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、譲渡若しくは引渡し、譲渡若しくは引渡しのため展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは引渡しのため該機能を有するプログラム(若しくは指合せコード)を通信回線を通じて譲渡し、譲渡又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するため行うものに限る。) 又は映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする手段を提供する行為

十八(二十一) 路

(略)

一六

この法律において「限定期提供データ」とは、業として特定の者に提供する機器として電磁的方法(電子的方法、磁気の方法等)の他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次項において同じ。) により相当蓄積され、及び管理され









ことができる。

2-5 (略)

(第三者の財産の没収手続等) 第二十三条 第二十一条第三項各号に掲げる財産である債権等の不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。) が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないとときは、没収の裁判をすることができる。

2 第二十三条 第二十一条第三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないとときは、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十三条第十四項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 (略)

2-5 (略)

(第三者の財産の没収手続等) 第二十三条 第二十一条第三項各号に掲げる財産である債権等の不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。) が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないとときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十三条 第二十一条第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないとときは、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十三条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 (略)

2-4 (略)

(第三十七条 外国の刑事案件 (当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一条第一項、第二項、第三項又は第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關する第三十五条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収するための権利の移転の登記又は登録を関係機関に頒託する

2 第二十三条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請については、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。)

3 第二十三条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請については、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十三条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

2-4 (略)

(第三十八条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請については、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。)

3 第二十三条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請については、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十三条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

2-3 (略)

(第三十九条 第二十一条第一項、第二項、第三項及び第四項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収するための権利の移転の登記又は登録を関係機関に頒託する

2 第二十三条 第二十一条第一項第七号に係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第一号に掲げる行為に該当するものを維持する行為については、

2 前項の規定は、第二十三条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

2-3 (略)

(第三十九条 第二十一条第一項第七号に係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第一号に掲げる行為に該当するものを維持する行為については、

る場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

(没収保全命令)

第三十五条 裁判所は、第二十一条第一項、第二項、第三項及び第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關する第三項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該財産につき、その处分を禁止することができる。

2-4 (略)

2







<p>(定義等)</p> <p>第一条 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p>
<p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいふ。</p> <p>一、六 (略)</p>	<p>3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいふ。</p> <p>一、六 (略)</p>
<p>七 電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいふ。以下同じ。) により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為。</p>	<p>七 電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいふ。次号及び第二十一条第一項第三号において同じ。) により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為。</p>
<p>八、十 (略)</p>	<p>八、十 (略)</p>
<p>九、十九 (略)</p>	<p>九、十九 (略)</p>
<p>四、一 第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一、七 (略)</p>	<p>四、一 第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一、七 (略)</p>
<p>八 他人の肖像若しくは他人の氏名 (商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。) 若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標 (その他の人の承諾を得ているものを除く。) の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p>	<p>八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくはこれらの著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標 (その他の人の承諾を得ているものを除く。) の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p>
<p>九、十九 (略)</p>	<p>九、十九 (略)</p>
<p>二、三 (新設)</p>	<p>二、三 (新設)</p>
<p>四、一 第二条 第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他の人の承諾を得ておらず、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p> <p>(先願)</p>	<p>四、一 第二条 第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他の人の承諾を得ておらず、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p> <p>(先願)</p>
<p>八、八 条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、後日の商標登録出願をした商標登録出願人(以下この項において「後出願人」という。)が、商標登録を受けることについて先の日に商標登録出願をした商標登録出願人(以下この項及び第六項において「先出願人」という。)の承諾を得ておらず、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務(当該商標と当該商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務)との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について</p>	<p>八、八 条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、後日の商標登録出願をした商標登録出願人(以下この項において「後出願人」という。)が、商標登録を受けることについて先の日に商標登録出願をした商標登録出願人(以下この項及び第六項において「先出願人」という。)の承諾を得ておらず、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務(当該商標と当該商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務)との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について</p>

同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に「以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた」の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

41 2 2-3 (略)	<p>第一項第一号に該当する商標であつて、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他の人の承認を得て、該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、專用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p>
--------------------	--

は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該順位出願人のその商標について商標登録を受けることができる。

第一項にたゞ又は前項にたゞした場合において、先出願人が先順位出願の商標が商標登録され、その登録商標に係る商標権者が移転されたときは、その登録商標に係る商標権者が生じる順位又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用する。

第十条 (略)  
第一項に規定する第  
の商標登録出願につ  
いては、(略)

3  
の商標登録出願によって提出された書面又は函頭であつて、もとより本件に付する所の規定によつて、本件は商標登録出願について、第九条第二項又は第十三条第一項に於いて准用する特許法第四十一条第一項及び第二項（これらの規定において第三条第一項において准用する同法第四十一条第三条の規定において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たに商標登録出願と同時に特許出願に提出されたものとみなす。

<p>九十九（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>九十九（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>41 2・3 (略)</p> <p>第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。</p> <p>(先願)</p> <p>第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なる二つ以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、後日の商標登録出願をした商標登録出願人（以下「後出願人」といいう。）が、商標登録を受けることについて先日の商標登録出願をした商標登録出願人（以下「当該商標登録出願人」といはる。）と、当該複数の商標登録出願人、以下この項及び第六項において「先出願人」といいう。）の承諾を得ておらず、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務（当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務）との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について</p>	<p>第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なる二つ以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p> <p>(先願)</p> <p>第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なる二つ以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p>

(路) 特許庁長官は、第二項本文の場合は、相当の期間を指定して、同項本文の協議をしてその結果を届けるべき旨を商標登録出願人に出願人に命じなければならない。

第二項本文の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法により定めた順位における届出の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。ただし、当該くじにより定めた順位における後順位の商標登録出願人（以下この項において「後順位出願人」という。）が、商標登録を受けることについて先順位の商標登録出願人（当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人、以下この項及び次項において「先順位出願人」という。）の承諾を得ておらず、かつ、当該後順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務（当該商標が

4 3 (路) 特許庁長官は、第一項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届けるべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

第一項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた順位における届出の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

〔商標権の移転等に係る混同防止表示請求〕  
第二十四条の四、次に掲げる事由により、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なるため商標権者に風呂ふこととなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益を妨害するおそれがあるときは、当該他の登録商標の使用をしてくる指定商品又は指定役務について係るものに限る。(が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該商品について、その業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐに適当な表示をすべきことを請求することができる。)  
一 第四条第四項の規定により商標登録がされたこと。  
二 第八条第一項ただし書、第二項ただし書又は第五項ただし書の規定により商標登録がされたこと。  
三 商標登録をすべき旨の登録出願により審決の贈還があつた日以後に商標登録出願により生じた権利が承継されたこと。  
四 商標権が移転されたこと。

〔略〕  
み替えるものとする。  
商標権の移転に係る混同防止表示請求(略)  
十四条の四 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは  
類似について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しく  
は役務に係る商品又は役務の混同を防ぐのに適當な表示を付  
するべきである。登録商標が異なつた商標権者に属する一と  
との登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使  
用する権者等の指定期商品又は指定期役務についての登録商標の使用に  
ては、その登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利  
益(当該商標の使用をしていき指定期商品又は指定期役務  
に係るものに限る)が害されるおそれのあるときは、当該他  
登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該の登録  
商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対  
して、その者の業務に係る商品又は役務と自己の  
商品又は役務との混同を防ぐのに適當な表示を付  
さることを請求することができる。

(特許法の準用)

第三十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項の規定は、第六項の規定並びに第四十三条の第三第一項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四一三条第一項中「經濟產業省令で定める期間内」とあるのは、「商標登録出願と同時」と、同条第二項中「明細書、特許請求の範囲若しくは登録料金、登録料金の支拂い」とあるのは、「商標登録料金を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、「次の各号に掲げる日のうち最も早い日のから」年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から二月」と、同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは、「優先権証明書明細書等を提出する者は」とあるのは、「優先権証明書明細書等を提出する者が、前項に規定する期間内に優先権証明書明細書等を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても」と、「優先権証明書明細書等は第五項に規定する書面」とあるのは、「經濟產業省令で定めるところにより、優先権証明書類等」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは、「優先権証明書明細書等を提出する者が、前項に規定する期間内に優先権証明書明細書等を提出する者は」と、「前項に規定する期間内に優先権証明書明細書等を提出する書面」とあるのは、「前項の規定による期間内に優先権証明書類等」と、「前項」とあるのは、「同項」と、「その優先権証明書明細書等又は書面」とあるのは、その優先権証明書類等」と、同条第九項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは、「優先権証明書明細書等又は第五項に規定する書面」とあるのは、「前項の規定による期間内に優先権証明書類等」と、「前項」とあるのは、「同項」と、「その優先権証明書明細書等又は書面」とあるのは、その優先権証明書類等」と、同条第四十三条の第三第一項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国」であるのは、「世界

特許法の適用)  
第三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項が  
第九項まで並びに第四十三条の第三項及び第三項の規定は  
商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十二  
第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標  
登録出願と同時」と、同条第二項中「明細書、特許請求の範囲  
を含む実用新案登録請求及び図面」とあるのは「商標  
登録を受けるようとする商標及び指定商品名又は指定服務を記載  
する」と、「次の各号に掲げる日のうち最も早い日のから一年四  
ヶ月」とあるのは「商標登録出願の日から二ヶ月」と、同条第七項  
「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第1項  
規定する登録を提出する者は」と同項に規定する期間に同項  
規定する登録を提出することができないときは、その期間が  
経過した後であっても」と、「第一項に規定する登録又は第五  
項に規定する登録」とあるのは「経済産業省令で定めるところ  
により、同項に規定する登録」と、同条第八項中「第六項の規  
定による通知を受けた者は」とあるのは「第一項に規定する登録  
を提出する登録」と、「第一項に規定する登録又は第五項に規定  
する登録」とあるのは「第一項に規定する登録」と、「その登  
録は否否」とあるのは「その登録」と、同条第九項中「第一  
項に規定する登録」とあるのは「第五項に規定する登録」とあるのは「第  
一項に規定する登録」と、同法第三条の第三項「又は  
世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟  
国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟  
国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは  
商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前」条と







新

旧

附則  
(不正競争防止法の一部改正)  
第七十六条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。  
(削る)

第七条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第一項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録を利用する権限を有する者」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同条本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は電磁的記録」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同条本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第七条第一項第一号中「書類」を「書類若しくは電磁的記録」に改め、同条第三項中「決定書」を「電子決定書(民事訴訟法第四百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第四百二十二条において準用する同法の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)」をいう。次項及び次条第三項において同じ。」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十一条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十三条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

新

旧

附則  
(不正競争防止法の一部改正)  
第七十六条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。  
(削る)

第七条第一項中「「いう。」にを「いう。以下同じ。」に」に改める。

第七条第一項中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加え、同条第一項中「係る書類」及び「の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「所持者」の下に「又は電磁的記録」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同条本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第三項中「係る書類」及び「同条本文の書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「前項後段の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第七条第一項第一号中「書類」を「書類若しくは電磁的記録」に改め、同条第三項中「決定書」を「電子決定書(民事訴訟法第四百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第四百二十二条において準用する同法の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)」をいう。次項及び次条第三項において同じ。」に改め、同条第四項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十一条第二項中「決定書」を「電子決定書」に改める。

第十三条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

第十三条第三項中「記載した書面」の下に「又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録」を、「提示された書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「の書類」の下に「又は電磁的記録」を、「当該書類」の下に「又は当該電磁的記録」を加える。

新

旧

附則  
(金山保安法等の一部改正)  
第三百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一十一  
条第一項、第二項及び第四項

二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一十一  
条第一項から第三項まで

二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一十一  
条第一項(略)

二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一十一  
条第一項(略)

二十九 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一十一  
条第一項(略)